

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族の援護事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課・市民生活部 支所 市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	戦没者等の遺族に対して支給される弔慰金等に係 る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所
記録範囲	弔慰金等請求者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄地区保護司会名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	本庄地区保護司会にかかる事務を行うこと。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 資格、9 賞罰、10 職業上の地位
記録範囲	本庄地区保護司
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿【平常時】
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	避難行動要支援者（災害時要援護者）にかかる事務 を行うこと。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 運動能力、7 健康状態、8 家族状況、9 親族 状況
記録範囲	本庄市地域防災計画および本庄市災害時要援護者 避難支援計画（全体計画）に規定する避難行動要支 援者の対象要件に合致する者のうち、平常時からの 関係機関への情報提供に同意を得た者。
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿【全対象者】
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	避難行動要支援者（災害時要援護者）にかかる事務 を行うこと。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 運動能 力
記録範囲	本庄市地域防災計画および本庄市災害時要援護者 避難支援計画（全体計画）に規定する避難行動要支 援者の対象要件に合致する者。
記録情報の収集方法	市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	民生委員・児童委員名簿ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	民生委員・児童委員に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 資格、8 賞罰、9 口座番号、 1 0 健康状態、1 1 家族状況、1 2 居住状況
記録範囲	民生委員・児童委員
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 自治会（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	埼玉県、埼玉県民生委員・児童委員協議会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度住民税 課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、民間・私人（法令等に 定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応 重点支援給付金支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度住民税 課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応 重点支援給付金支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度住民税 課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得者支援給付金（住民税非課税世帯等給付）支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度及び令和 6 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得者支援給付金（こども加算給付）支給対象者 ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度及び令 和 6 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（調整給付）支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 6 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰対策給付金（住民税非課税世帯給付）支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 6 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰対策給付金（こども加算給付）支給対象者 ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 6 年度住民税 課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（不足額給付）支給対象者ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給に関する事務を行う
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 令和 5 年度及び令和 6 年度住民税課税情報、5 口座番号
記録範囲	給付金支給対象者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		